

屋久島世界自然遺産地域の管理状況の評価について

1. 管理状況の評価の方針

(1) 背景と基本的方針

- 屋久島世界遺産地域管理計画は、平成 24 年に改訂後、約 10 年が経過しており、見直しの議論が開始されたところである。今回の見直しを契機として、これまでの世界遺産地域の管理状況の評価し、関係者間の認識の共有や管理計画改訂作業への反映など、将来のよりよい世界遺産管理に活かしていくことが期待されている。
- また、世界遺産地域の順応的管理を推進するために、同じく平成 24 年に定めたモニタリング計画についても、約 10 年が経過したことを受けて、評価のタイミングを迎えている。このモニタリング計画は、遺産地域の 4 つの管理目標にあわせて、5 つの評価項目が設定され、その下に 14 のモニタリング項目（25 の評価指標と、対応した評価基準）が定められている。
- 以上を踏まえて、評価基準が整理されたモニタリング計画に基づく評価を軸として、世界遺産地域における管理状況の評価を行い、今後の管理に向けた方向性等を整理するとともに、管理計画の前回改訂から約 10 年間の事業実績の整理（見える化）を行う。

<※参考：モニタリング計画における管理目標と評価項目>

管理目標Ⅰ 基礎的環境情報が把握されていること

管理目標Ⅱ 天然スギに代表される特異な自然景観が維持されていること

評価項目 A 天然スギ林が適切に保護・管理され、天然スギが持続的に世代交代すること

評価項目 B その他の特異な自然景観資源が適切に保護・管理されていること

管理目標Ⅲ 植生の垂直分布に代表される貴重な生態系が維持されていること

評価項目 C 植生の垂直分布が維持されていること

評価項目 D 生物多様性が維持されていること

管理目標Ⅳ 観光客等による利用及び人為活動等が世界遺産登録時の価値を損なっていないこと

評価項目 E 観光客等による利用が適正に管理されていること

(2) 管理状況の評価の基本的進め方

- ① モニタリング計画における14のモニタリング項目ごと（実際は25の評価指標ごと）に、評価基準に基づいて評価を実施する。
- ② 上記モニタリング項目の評価を総括する形で、モニタリング計画の4つの管理目標に応じた5つの評価項目の評価を行い、今後の管理に向けた方向性等を整理する。
- ③ モニタリング項目、評価項目ともに、科学委員会、ヤクシカWGや高層湿原保全対策検討会で議論すべき内容（ヤクシカの動態や希少種等）を分担し、評価案のとりまとめを行うとともに、WGや検討会のとりまとめ内容については、最終的に科学委員会に報告する。（同一の評価項目内に、別のWGや検討会でとりまとめるモニタリング項目の評価が含まれる場合は、内容について事務局で調整する）
- ④ モニタリング項目、評価項目ともに、過不足が見受けられる場合は、評価後のモニタリング計画の改訂への反映を検討する。
- ⑤ モニタリング計画に基づく評価とは別に、「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）について、約10年間の取組を整理（見える化）し、これまでの成果や課題等の抽出を行う。

2. モニタリング項目及び評価項目の評価に関する作業方針

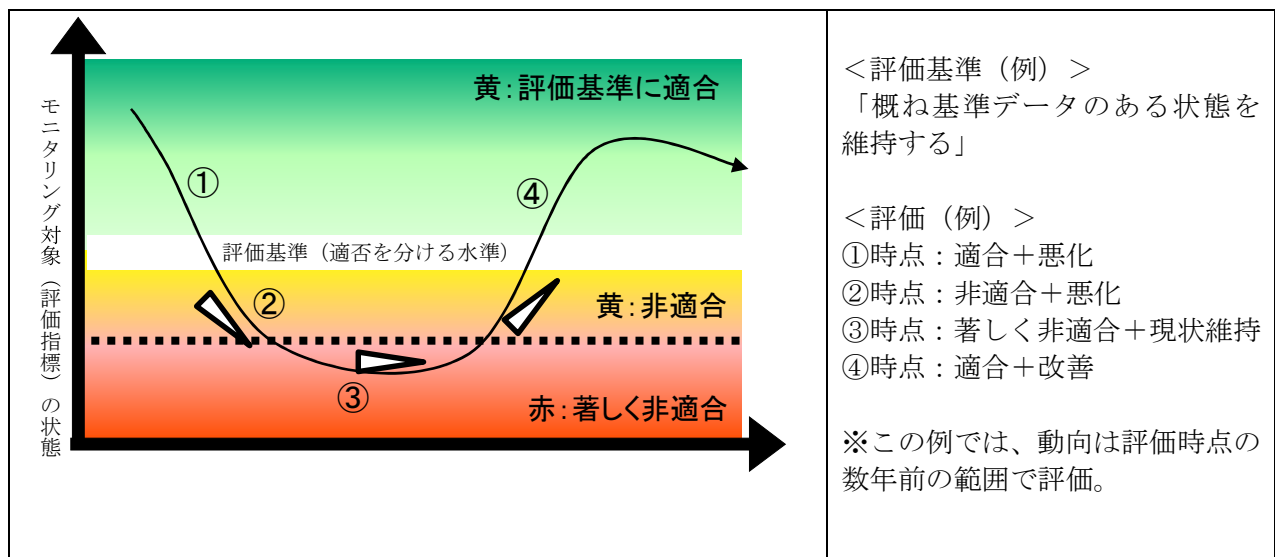
(1) モニタリング項目の評価

- ・長期モニタリング計画に基づき蓄積された各種モニタリングデータにより評価する。
- ・1つのモニタリング項目に、複数の評価指標と評価基準が含まれている場合は、評価指標と評価基準ごとに評価する。

<個別モニタリング項目の評価の考え方>

- ・個別モニタリング項目の評価基準に基づき、以下2点を組み合わせて評価する。
 - モニタリング対象（評価指標）の評価時点における状態「適合／非適合」
(非適合については、その度合いに応じて「非適合」と「著しく非適合」に区分)
 - モニタリング対象（評価指標）の一定期間における動向「改善／現状維持／悪化」

【個別モニタリング項目の評価に係る概念図】



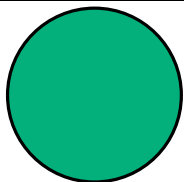
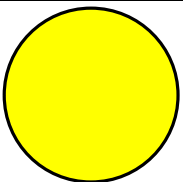
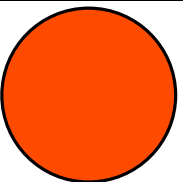
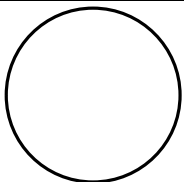
<動向の評価対象とする期間の考え方>

- ・「改善」、「悪化」等の動向の評価は、モニタリング計画の始期である平成24年度以降のモニタリング結果を用いることを基本とする。
- ・ただし、調査が数年間隔であるモニタリングや計画策定以前から継続しているモニタリングもあることから、評価対象期間はこれらの状況を勘案する。



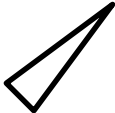

<個別モニタリング項目の評価結果の表現>

- ・評価項目の評価シート作成にあたり、個別モニタリング項目の評価結果（状態・動向）は、視覚的にわかりやすい表現とする。




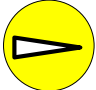
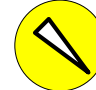

■「状態」の評価の表現

評価基準に適合	評価基準に非適合		モニタリング未実施 (適否判断不可)
	非適合	著しく非適合	
			

■「動向」の評価の表現

悪化	現状維持	改善	情報不足の場合は破線
			(例) 

■個別モニタリング項目の評価結果の表現パターン

個別項目 評価結果							
	適合+改善	適合+現状維持	適合+悪化	非適合+改善	非適合+現状維持	非適合+悪化	著しく非適合+現状維持
評価指標 の状態	問題のない状態 (目指すべき状態)		大きな問題があるとは言えないが、注視すべき状態	問題のある状態(状況改善のための対策を検討すべき状態)			

(2) 評価項目の評価

- ・各評価項目に対応する複数のモニタリング項目の評価結果について、総合的に評価する。
- ・評価案の作成にあたっては、統一様式の評価シートを用いる。
- ・評価シートには、評価項目に対応する個別モニタリング項目の評価資料を添付する。

<評価項目の評価シートの構成>

- ・総評
- ・評価項目に対応する個別モニタリング項目の評価 (状態・動向を記号化)
- ・評価 (総評) に至った背景・理由 (個別モニタリング項目の評価理由等)
- ・遺産地域の管理施策に関する課題その他の特記事項
- ・今後の管理の方向性に関する意見等